

○厚生労働省令第四百十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項の表令第二十三条第十三号の業務の項中「三年」を「二年」に改める。

別表第二トルエンの項の次に次のように加える。

ナフタレン

一パーセント未満

別表第二<sup>よう</sup>沃化メチルの項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミックファイバー

一パーセント未満

別表第二の二人造鉱物繊維の項中「人造鉱物繊維」の下に「（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）」を加え、同表ヨードホルムの項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミックファイバー

○・パーセント未満

別表第七の十八の項中「第四号」の下に「から第七号まで」を加える。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「23」の下に「、23の2」を加え、「及び34から36まで」を「、34、35及び36」

に改め、「第二十三号」の下に「、第二十三号の二」を加え、「及び第三十四号から第三十六号まで」を

「、第三十四号、第三十五号及び第三十六号」に改める。

第二条の二に次の二号を加える。

六 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第二十三号の二に掲げる物（以下この号において

「ナフタレン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務

イ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。ロにおいて同

じ。）からの試料の採取の業務

ロ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

ハ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業務を除く。）

七 令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、<sup>せん</sup>研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

第三十六条第三項及び第三十六条の二第三項中「23の2、24」を「23の2から24まで」に、「若しくは33の2」を「、33の2若しくは34の2」に改める。

第三十六条の五中「合計。」を「合計」に改め、「有機溶剤含有物」の下に「（特別有機溶剤を含有するものを除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十八条第二項中「当該有機溶剤の濃度」とあるのは「特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいう。以下同じ。）に含有される同令第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下「特別有機溶剤」という。）又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度（特定有機溶剤混合物が令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する場合にあつては、特別有機溶剤及び当該有機溶剤の濃度。第二十八条の三第二項において同じ。）」と、同条第三項第七号及び第二十八条の三第二項中「有機溶剤」とあるのは「特定有機溶剤混合物に含有される特別有機溶剤又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と読み替えるものとする。

第三十八条の三中「23の2、24」を「23の2から24まで」に、「若しくは33の2」を「33の2若しくは34の2」に、「第二十三号の二、第二十四号」を「第二十三号の二から第二十四号まで」に、「若しくは第三十三号の二」を「第三十三号の二若しくは第三十四号の二」に改める。

第三十八条の十九の次に次の一条を加える。

（リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置）

第三十八条の二十 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。

一 リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業

二 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修の作業（前号及び次号に掲げるものを除く。）

三 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破砕等の作業（リフラクトリーセラミックファイバー等の除去の作業を含む。）

3 事業者が講ずる前項の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。ただ

し、隔離することが著しく困難である場合において、前項各号に掲げる作業以外の作業に従事する労働者がリフラクトリーセラミックファイバー等にばく露することを防止するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

4 事業者は、第二項第三号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、第一項から前項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。

二 当該作業を行う作業場所に、リフラクトリーセラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えること。

5 労働者は、事業者から第三項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一中第二十三号の二を第二十三号の三とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセン

ト以下のものを除く。

別表第一第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリ

ーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第三十七号口中「合計。」を「合計」に改める。

別表第三中四十九の項を(五十一)の項とし、(四十八)の項を(五十)の項とし、(四十七)の項を(四十九)の項とし、

(四十六)の項を(四十七)の項とし、同項の次に次のように加える。

(四十八)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査 四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、
-------	---	----	--

---

---

---

たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

---

別表第三中四十五の項を四十六の項とし、  
 (三十五)の項から(四十四)の項までを一項ずつ繰り下げ、  
 (三十四)の項の次に次のように加える。

			七 胸部のエックス線直接撮影による検査 限る。)
(三十五)	ナフタレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常

---

---

---

時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

四 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐<sup>おう</sup>等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐<sup>おう</sup>等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

六 尿中の潜血検査（当該業務に常時従事する労働者に

対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四中四十六の項を四十八の項とし、<sup>(四十五)</sup>の項を<sup>(四十七)</sup>の項とし、<sup>(四十四)</sup>の項を<sup>(四十六)</sup>の項とし、<sup>(四十三)</sup>の項を<sup>(四十四)</sup>の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>(四十五)</p>	<p>リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査、 喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診又は気管支鏡検査</p>
--------------	--	--

別表第四中四十二の項を四十三の項とし、<sup>(三十三)</sup>の項から<sup>(四十一)</sup>の項までを一項ずつ繰り下げ、<sup>(三十二)</sup>の項の次に次のように加える。

<p>(三十三)</p>	<p>ナフタレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する</p>	<p>一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p>
--------------	-------------------------------------	--

	<p>製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一―ナフトール及び二―ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一―ナフトール及び二―ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>	

別表第五第八号の次に次の一号を加える。

八の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセント以

下のものを除く。

別表第五に次の一号を加える。

十六 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第三号（裏面）を次のように改める。



備考

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 「対象年」の欄の（報告回数）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「特定化学物質業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマンチンを試験研究のため製造し、又は使用する業務	210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は使用する業務	212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシジン及び砒化カリウムを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コaltarール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	215	削除	240	1・1-ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼン含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	217	シアン化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ピフェニル（別名PCB）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ペンソトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロニルホスフェイト（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロロベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2-2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	ホウ酸（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	229	ペータープロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンダ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	233	マンガニン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
209	オルトフタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	234	沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第三条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「屋内作業場又は」を「屋内作業場、」に改め、「製造する屋内作業場」の下に「又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場」を加え、同表第二号中「放射性物質取扱作業室」の下に「又は同条第二号の二に掲げる事故由来廃棄物等取扱施設」を加え、同表第三号中「特定化学物質(」の下に「同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び」を加え、同表第四号中「23の2」を「23の3」に改め、「(昭和四十七年労働省令第三十九号)」を削り、「第二十三号の二」を「第二十三号の三」に改め、同表第五号中「屋内作業場」の下に「又は同表第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する特定有機溶剤混合物(特定化学物質障害予防規則第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいい、有機溶剤中毒予防規則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物を除く。)」を製造し、又は取り扱う作業場」を加える。

(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この省令の施行の際現に、作環則第十六条第一項第九号に掲げる科目に合格している者は、同項第七号（新特化則第二条の二第一号イに掲げる業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。）及び第九号に掲げる科目について合格したものとみなす。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第十条第三項の規定は、平成二十六年十一月一日から適用する。

##### （計画の届出に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第八十六条第一項及

び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十八年二月一日前に新安衛則別表第七の十六の項から十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下この条において「新令」という。）別表第三第二号23の2若しくは第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第二十三号の二に掲げる物（以下「ナフタレン等」という。）に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、新令別表第三第二号34の2若しくは新特化則別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

第五条 リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

(特定化学設備に関する経過措置)

第六条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

第七条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第八条 ナフタレン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でナフタレン等を合計百リットル以上取り扱うもので、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

第九条 ナフタレン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、若しくは取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令の一部改正)

第十一条 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち労働安全衛生規則別表第二の改正規定中「人造鉱物繊維」の下に「（リフラクトリーセラ

ミックファイバーを除く。）」を加え、

ヨードホルム

一パーセ

ント未満

一パーセント未満

を

ヨードホルム

一パ

リフラクトリーセラミックファイバー

一パ

一パーセント未満

一パーセント未満

一パーセント未満

○・一パーセント未満

に改める。